

平成 18 年 7 月 10 日
金融庁

平成 18 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、金融庁が行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 18 年 7 月 1 日から 19 年 6 月 30 日までとする。

2 平成 18 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 14 年 4 月 1 日金融庁訓令第 5 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 15 年 7 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日。）を策定のうえ、各年度、「金融庁政策評価実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、この実施計画に沿って実施しているところである。

平成 18 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価、総合評価方式による評価も併せて実施する。また、引き続き、政策評価と予算の連携強化を図る方向に沿って見直しを進める。

3 実績評価方式による評価

(1) 評価対象とする政策・目標の策定に当たっての考え方

金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている 3 つの法定任務を基にして、基本目標、重点目標を導出して体系的な整理を行っている。金融庁が実施する政策については、重点目標と関連づけつつ、中長期を見据えた視点から整理し、更に、各年度において重点的に取り組むべき施策を提示している。その際、可能な限りアウトカム（国民にもたらす成果）の視点から目標を捉えることとしている。

(2) 平成 18 年度における重点施策等の策定方針

平成 18 年度の評価対象とする具体的な政策・目標は「実績評価における政策・目標一覧」（別紙 1）で示した「基本目標」、「重点目標」、「政策」及び「重点施策」のとおりとし、それぞれの重点施策の具体的な内容は別紙 2 において整理している。

昨年度と比較すると、市場の信頼を損なうような不正取引の発生、金融商品取引法の成立等を踏まえ、情報開示の充実、市場取引の公正の確保、金融

機関の法令等遵守態勢の確立等を通じた利用者保護ルールの徹底について、「政策・重点施策」を拡充した。一方、不良債権問題の正常化を達成し、今後は、金融機関が自らの責任と判断でリスクをとって金融仲介を行うことが重要であるとの観点から、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化に係る「政策・重点施策」を整理した。また、地域密着型金融の機能強化等を通じて金融仲介機能の更なる充実も図っていくこととしている。

なお、本実施計画に掲げた政策・目標は、本実施計画策定時に見込まれるものであり、その後の状況の変化により変更があり得る。

(3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各政策について、平成 18 年度の取組み状況を踏まえつつ、それぞれの目標に照らして達成状況の評価を行う。評価に当たっては、別紙 3 の評価基準を参考とする。更に、評価結果が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また、今後の取組み方針について端的な結論を付すこととし、端的な結論の記述に当たっては、別紙 4 の基本類型を参考とする。

平成 18 年度実績評価書は平成 19 年 8 月末を目途として作成・公表する。

(4) 意見募集

評価対象とする政策、参考指標及び評価の方法に関しては、意見募集を行い、幅広く意見を頂戴することとする。

4 事業評価方式による評価

情報等の分野の事業について、平成 19 年度において予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定する主なものについては事前評価を、過去に事前評価を実施し平成 18 年度に効果が発現する事業（モデル事業を含む）については事後評価を、それぞれ事業評価方式にて評価を行う。

5 総合評価方式による評価

「金融システム改革（日本版ビッグバン）」についての総合評価を引き続き実施する。

6 規制に係る事前評価

規制に係る事前評価については、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進め、その状況を踏まえつつ評価の実施に向け積極的に取り組むこととする。

実績評価における政策・目標一覧(平成15～19年度)

(別紙1)

(注) 重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

法定任務	基本目標	重点目標	政策	18年度重点施策	参考指標
I 金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること	① 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	効果的・効率的なモニタリングの実施 金融コングロマリット化への対応 リスク管理に関するルールの整備 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用	オフサイト・モニタリングの実施状況 モニタリング・システムの整備状況 金融コングロマリットのモニタリング状況 リスク管理に関するルールの整備状況(監督指針・解釈集の改正、ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し等) 経営健全化計画等の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 金融機関等への資本参加の状況 経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況
			② 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	金融実態に応じた的確な検査の実施 「金融検査評定制度」の施行に向けた対応	検査実施状況(検査指摘状況等) マニュアルの整備状況 施行等の状況
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定が確保されていること	① システムリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	預金保険制度の周知及び適切な運用 円滑な破綻処理のための態勢整備	預金保険制度に係る広報活動の状況 りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ状況 足利銀行の経営に関する計画の履行状況報告のフォローアップ状況 名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 関係機関との連携状況
		(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 海外監督当局との連携強化等	バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際金融監督機関における国際的なルール策定等への参画状況(国際的なルール策定作業、当庁の活動等) WTOにおける金融サービス自由化交渉への参画状況 EPA交渉への参画状況 海外監督当局との意見及び情報交換の状況 主要国の監督当局との2国間協議の実施状況
			② 新興市場国の金融当局への技術支援	新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施	研修事業等の実施状況

(注) 重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

法定任務	基本目標	重点目標	政策	18年度重点施策	参考指標
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 ② 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備 保険商品の販売・勧誘ルールの充実 金融機関の情報セキュリティ対策の強化・徹底 貸金業制度等に関する検討 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討 違法な経済取引による被害者救済の検討 金融経済教育の充実 金融サービスの利用者からの相談等の受付・適切な対応	関連する政令・府令等の整備状況 保険契約者等保護のための施策の検討状況 監督指針の見直し状況 金融機関の対応状況のフォローアップ状況 貸金業制度等に関する検討状況 消費者信用にかかる検討状況 違法な経済取引による被害者救済に関する検討状況 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況(「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」) 金融庁ホームページ(「おしえて金融庁」等)へのアクセスの状況(件数) 関係省庁・民間団体との連携(後援名義の付与件数) 相談等の受付状況(件数)及び利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等の公表の状況 金融トラブル連絡調整協議会における検討状況
		(2) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実 ② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 ③ 公認会計士監査の充実・強化	証券取引法上のディスクロージャー制度・EDINETの整備 会計のコンバージェンスの推進等 監査法人制度等のあり方の見直し 監査基準等の整備 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する適切な検査等	改正証券法に係る政令・府令の整備状況 EDINETサイトへのアクセス件数 コンバージェンスに係る会合等の状況 海外当局との対話等の状況 会計基準の整備状況 金融審議会での検討状況 監査基準等の整備状況 公認会計士等に対する処分状況(処分件数) 公認会計士・監査審査会の開催状況(開催実績) 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況(報告受理件数、審査件数、検査実施件数、勧告件数) 公認会計士試験システムの整備状況
		2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されていること	① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 貸金業者に対する的確な監督
	3 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	① 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための事後監視 ② 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化	犯則事件に対する厳正な調査の実施 不正取引に対する的確な課徴金調査の実施 ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査の実施 証券会社等に対する的確かつ効率的な検査の実施 証券市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施	犯則事件の告発状況(犯則事件の告発件数) 課徴金調査の実施状況(勧告件数、課徴金納付命令件数) 開示検査の実施状況(検査実施件数、検査結果に基づく勧告及び自発的訂正件数、課徴金納付命令件数) 証券検査の実施状況(検査実施件数、勧告件数等) 情報収集・分析及び取引審査実施状況(情報受付件数、取引審査実施件数) 取引所規則等の検討・実施状況 証券業協会等における各種取組みの検討状況
				証券取引所の機能強化に向けた取組み 証券会社の市場仲介機能等の発揮に向けた検討等	

(注) 重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

法定任務	基本目標	重点目標	政策	18年度重点施策	参考指標
Ⅲ 円滑な金融等	1 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること	(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること	① 個人投資家の参加拡大	安心して投資できる環境の整備 金融資産の有効活用に資する金融税制改革の推進	関連する政令・府令等の整備状況 金融・資本市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移） 税制改正及び広報の状況 金融・資本市場への個人投資家の参加状況（同上）
		(2) 金融インフラ等が整備されていること	① 金融・資本市場等の機能拡充 ② ITの戦略的活用	金融・資本市場の機能拡充 証券取引所システムの信頼性の向上等 振替制度に係る制度整備及びその着実な実施 電子債権法（仮称）の制定に向けた検討 IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施	関連する政令・府令等の整備状況 制度の検討・実施状況 システム等の整備・進捗状況 各振替制度の円滑な稼動に向けた取組みの状況（関係政令・府令の整備に向けた関係省庁及び実務界との協議等） 各振替制度の稼動状況 金融審議会（第二部会）及び情報技術革新と金融制度に関するWG合同会合での検討状況等 ITキャラバンの参加者（主として金融機関関係者）に対して実施予定のアンケート調査 平成18年度末に実施予定の利用者満足度調査の結果
		(3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること	① 金融インフラ等の国際化への対応	アジア金融資本市場及びわが国市場の発展に向けた取組み	発展に向けた取組み状況
		(4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること	① 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」に基づく地域密着型金融の一層の推進 担保・保証に依存しない融資等の推進 「中小企業金融モニタリング」の活用等	「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」に基づく地域密着型金融推進計画のフォローアップ状況及び主な取組等の公表状況 金融機関等への要請状況 「中小企業金融モニタリング」取りまとめ状況 金融機関等への要請状況
		(5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したもとなっていること	① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応	郵政民営化・政策金融改革の基本方針等を踏まえた適切な対応	郵政民営化関連政省令の整備状況 郵政民営化に係る実施計画の認可に関する対応状況 政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応状況
	2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること	① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 ② 金融行政の透明性・予測可能性の向上	金融商品・サービスの販売チャネルの拡大 信託法改正に対応した制度整備 金融行政に関する広報の充実 行政処分公表 ノーアクションレター、一般的な法令解釈に係る書面照会への適切な対応	銀行代理業等の許可状況 証券仲介の登録状況 信託業の免許・登録状況 信託法改正に対応した制度整備の状況 金融庁ホームページへのアクセスの状況（件数） 金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録状況（件数） 金融庁ホームページの改善の状況（コンテンツの充実と改修実績等） 金融行政アドバイザーからの意見等の公表状況 財務局との連携状況 パブリックコメントの実施状況（遵守状況、件数等） 行政処分事例集の公表状況 回答状況（回答実績）
				① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化 ② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	外国F I U及び国際機関との連携強化等 F A T F 勧告の遵守 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供等

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策	18年度重点施策	参考指標
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成・強化	① 人材の育成・強化のための諸施策の実施	専門性向上のための研修の実施 有為な人材の採用	研修実施件数及び受講者数 民間専門家の在籍者数
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化 (2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 ① 専門性の高い調査研究の実施	業務・システムの最適化の実施 情報システム調達の適正化 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施	業務・システム最適化の実施状況 情報システム調達会議の実施状況 研究成果の公表状況（公表論文等の本数・分野） 金融に関するテーマについての調査研究等の状況 庁内へのフィードバック状況（研究会、ワークショップ、勉強会の開催数）

平成18年度重点施策の実施内容等

法定任務Ⅰ 金融機能の安定

基本目標Ⅰ－1 金融機関が健全に経営されていること

重点目標Ⅰ－1－(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること

政策Ⅰ－1－(1)－① 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

【担当課名】**監督局総務課**、監督局総務課パーゼルⅡ推進室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局保険課、監督局証券課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること (主要行全体としての不良債権比率については17年3月末時点の水準以下に維持されること) 達成年次：毎年度	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 根拠：各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針等	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況 ・各業態の健全性指標の状況 ・各種金融サービスに対する苦情・相談の内容・件数

重点施策	実施内容	参考指標
効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	金融機関を巡る状況の変化を踏まえてヒアリング等のオフサイト・モニタリングを実施する。 また、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについて、金融機関のオフサイト・モニタリングを的確に実施するため、預金取扱金融機関に続き、証券会社及び保険会社に係るシステム再構築を行うとともに、パーゼルⅡの対応を行うなど適時適切にモニタリング・システムの機能強化を実施する。	・オフサイト・モニタリングの実施状況 ・モニタリング・システムの整備状況

金融のコングロマリット化への対応	コングロマリット室の機能を拡充し、業態横断的な監督体制の強化を図るとともに、17年6月に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、適切な監督を行う。	・金融コングロマリットのモニタリング状況
リスク管理に関するルールの整備	19年3月末（先進的な手法については、20年3月末）からのバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に向けたルール・態勢の整備など、リスク管理に関するルールの整備のための諸施策（証券会社の自己資本規制の算定方法の見直し、保険会社のソルベンシーマージン比率の算出基準の見直し）を実施する。	・リスク管理に関するルールの整備状況（監督指針・解釈集の改正、ソルベンシーマージン比率の算出基準の見直し等）
早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用	<p>早期健全化法第5条第4項に基づき、資本増強行に対し、半期毎に経営健全化計画の履行状況報告を求め、当該報告を公表し、必要に応じて監督上の措置を講じる。</p> <p>また、金融機能強化法における株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うほか、計画の履行を確保するための報告を徴求する等、監督上の必要な措置を講じる。</p>	<p>・経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況</p> <p>・金融機関等への資本参加の状況</p> <p>・経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況</p>

政策Ⅰ－１－(1)－② 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

【担当課名】 検査局総務課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
<p>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</p> <p>達成年次：毎年度</p>	<p>金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。</p> <p>根拠：銀行法第25条等</p>	<p>金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況</p> <p>（金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。）</p>

重点施策	実施内容	参考指標
金融実態に応じた的確な検査の実施	・利用者保護（説明責任及び契約の履行状況、苦情等処理態勢等）に係る検証を実施	・検査実施状況（検査指摘状況等）、マニュアルの整備状況

	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな金融商品への運用状況や金利変動等を踏まえた検証を実施 ・大口与信管理態勢を始めとする信用リスク管理態勢の検証を実施 ・バーゼルⅡへの対応（検査マニュアルの改訂等） ・金融コングロマリットの検査を実施、等 	
「金融検査評定制」の施行に向けた対応	金融検査評定制（平成 17 年 7 月 1 日策定・公表）について、評定に係るデータやノウハウの蓄積等、本格施行に向けた対応	・施行等の状況

基本目標 I - 2 金融システムの安定が確保されていること

重点目標 I - 2 - (1) 金融システムの安定が確保されていること

政策 I - 2 - (1) - ① システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備

【担当課名】**監督局総務課信用機構対応室**、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第 1 課、監督局銀行第 2 課、総務企画局企画課信用機構企画室、広報室、検査局総務課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
<p>システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること</p> <p>達成年次：毎年度</p>	<p>ペイオフ解禁後も金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</p> <p>根拠：預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（大臣発言）等</p>	<p>システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度についての国民の理解の状況（アンケート調査等による預金保険制度の認知度） ・名寄せデータの整備状況

重点施策	実施内容	参考指標
預金保険制度の周知及び適切な運用	<p>ペイオフ解禁後においても、預金者の誤認や認知不足による無用な混乱を来さないため、預金保険制度の周知を図るための広報活動を実施する。</p> <p>また、金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度に係る広報活動の状況 ・りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ状況 ・足利銀行の経営に関する計画の履行状況報告のフォローアップ状況
円滑な破綻処理のための態勢整備	<p>預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上、初動対応の一層の円滑化・迅速化等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 ・関係機関との連携状況

重点目標 I - 2 - (2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等

政策 I - 2 - (2) - ① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献

【担当課名】 総務企画局総務課国際室、監督局総務課国際監督室

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
<p>国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること</p> <p>達成年次：毎年度</p>	<p>国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</p> <p>根拠：金融改革プログラム（16年12月）</p>	<p>金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国際金融監督機関における基準・指針等の策定数

重点施策	実施内容	参考指標
国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等	<p>バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構 (IOSCO)、保険監督者国際機構 (IAIS)、ジョイントフォーラム等の国際金融監督機関の各種会議において、国際的な金融監督基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。</p> <p>また、WTO 及び経済連携協定 (EPA) 交渉において、金融サービス分野の自由化の進展に向け、積極的に取り組んでいく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際金融監督機関における国際的なルール策定等への参画状況 (国際的なルール策定作業、当庁の活動等) ・WTO における金融サービス自由化交渉への参画状況 ・EPA 交渉への参画状況

海外監督当局との連携強化等	<p>国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し連携を強化する。</p> <p>また、主要国の監督当局とは定例・随時の2国間協議を実施する。</p> <p>外資系金融機関に対する行政処分発動時には当該金融機関の本拠地の監督当局と、国内金融機関に対する行政処分発動時には当該金融機関が現地法人等を持つ国の監督当局と緊密に情報交換・調整を行い適切に対処する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外監督当局との意見及び情報交換の状況 ・主要国の監督当局との2国間協議の実施状況
---------------	---	---

政策 I - 2 - (2) - ② 新興市場国の金融当局への技術支援

【担当課名】総務企画局総務課国際室

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
<p>アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること</p> <p>達成年次：毎年度</p>	<p>本政策は中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)

重点施策	実施内容	参考指標
<p>新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施</p>	<p>アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、金融行政担当者を対象とした研修事業等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修事業等の実施状況

法定任務Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

基本目標Ⅱ－１ 国民が金融サービスを適切に利用できること

重点目標Ⅱ－１－(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること

政策Ⅱ－１－(1)－① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

【担当課名】総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること 達成年次：毎年度	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況（金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る利用者保護ルールの企画・立案等の状況により評価を行う。）

重点施策	実施内容	参考指標
投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備	幅広い金融商品・サービスに関する横断的法制である金融商品取引法（平成18年6月成立）の施行に向けて、関係政令・府令等の整備を行い、制度の円滑な施行に向けて取り組む。	・関連する政令・府令等の整備状況
保険商品の販売・勧誘ルールの充実	保険契約者等の保護の観点から、保険契約における適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘ルールの充実を図るほか、ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方について検討を行う。	・保険契約者等保護のための施策の検討状況
金融機関の情報セキュリティ対策	ATMシステム及びインターネットバンキングにおける情報セキュリティ対策について、監督指針の見直しを行うと	・監督指針の見直し状況 ・金融機関の対応状況

策の強化・徹底	もに、各金融機関の対応状況をフォローアップし、必要に応じて監督上の措置を行う。	フォローアップ状況
貸金業制度等に関する検討	貸金業制度等のあり方について、「貸金業制度等に関する懇談会」でとりまとめられた「座長としての中間整理」で示された意見や提案を受け止め、最近の最高裁の判決も十分念頭に置きつつ、多重債務を防止する観点から必要な対応を検討する。	・貸金業制度等に関する検討状況
信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討	消費者信用分野における諸問題について、各業態等における取引実態などを踏まえ、貸金業制度の将来的なあり方を含め、消費者信用全体の観点から検討する。	・消費者信用にかかる検討状況
違法な経済取引による被害者救済の検討	違法な経済取引の被害者が被害財産の返還等による損害回復を円滑に行えるようにするための取組みについて、関係各所とともに検討を行う。	・違法な経済取引による被害者救済に関する検討状況

政策Ⅱ－１－(1)－② 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

【担当課名】総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
<p>国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</p> <p>達成年次：毎年度</p>	<p>金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、国民にとって果実を得る機会が拡大している一方で、金融商品の持つリスクに気付かなかったり、騙されて損をしたりする事例も生じている。こうした中において、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>また、「財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、「金融を含む経済教育等の実践的教育・・・を促進する」が盛り込まれている。</p> <p>根拠：金融改革プログラム（16年12月）</p>	<p>・各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」）</p>

重点施策	実施内容	参考指標
金融経済教育の充実	<p>金融取引等に関する知識や理解の向上のほか、金融商品の販売・勧誘や融資に係るトラブルの防止を図る観点から、預金保険、保険、証券投資、貸金業、金融商品販売等に関する制度や仕組みについて、金融庁ホームページに掲載するなどにより情報提供を行う。</p> <p>利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の拡充を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、金融庁主催のシンポジウム、教師との懇談会、パンフレット等の整備等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」） ・金融庁ホームページ（「おしえて金融庁」等）へのアクセス状況（件数） ・関係省庁・民間団体との連携（後援名義の付与件数）
金融サービスの利用者からの相談等の受付・適切な対応	<p>金融サービス利用者の利便性向上の観点から、金融庁内に金融サービス利用者相談室を開設し、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行う。</p> <p>金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」（平成14年4月策定）に基づき、各団体における苦情・紛争解決支援規則の整備や運用改善のフォローアップ等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談等の受付状況（件数）及び利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等の公表の状況 ・金融トラブル連絡調整協議会における検討状況

重点目標Ⅱ－１－(2) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること

政策Ⅱ－１－(2)－① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実

【担当課名】 総務企画局企業開示課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
<p>投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</p> <p>達成年次：毎年度</p>	<p>有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p>	<p>投資家に対する投資判断に必要な情報の提供状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正証取法に係る政令・府令の整備状況 ・EDINETサイトへのアクセス件数

重点施策	実施内容	参考指標
証券取引法上のディスクロージャー制度・EDINETの整備	<p>今般の証取法改正を受け、四半期報告制度及び内部統制報告書制度等の企業内容等開示制度、公開買付制度、大量保有報告制度について、金融審議会や企業会計審議会の報告等を踏まえ、それぞれ所要の政令・府令の整備を行う。</p> <p>電子開示システム（EDINET）については、昨年度に引き続き基盤整備等を行うこととし、また、平成18年3月に策定された最適化計画に基づき、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）の導入及びそれに伴うシステムの再構築を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正証取法に係る政令・府令の整備状況 ・EDINETサイトへのアクセス件数

政策Ⅱ－１－(2)－② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化

【担当課名】 総務企画局企業開示課、総務企画局総務課国際室

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進 達成年次：毎年度	<p>経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。</p>	<p>国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況（国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進を図るためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る会計基準の整備状況等により評価を行う。）</p>

重点施策	実施内容	参考指標
会計のコンバージェンスの推進等	<p>会計基準の国際的なコンバージェンスの重要性について情報発信等を行い、企業会計基準委員会（ASBJ）等に対しコンバージェンスに向けた取組みを促すとともに、会計基準等をめぐる国際的な議論に積極的に参画する。</p> <p>また、経済・金融取引の変化等を踏まえたASBJにおける会計基準等の整備を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンバージェンスに係る会合等の状況 ・海外当局との対話等の状況 ・会計基準の整備状況

政策Ⅱ－１－(2)－③ 公認会計士監査の充実・強化

【担当課名】 総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
<p>厳正な会計監査の確保を図ること</p> <p>達成年次：毎年度</p>	<p>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</p> <p>根拠：公認会計士法第1条、第1条の2、第30条、第31条、第35条等</p>	<p>厳正な会計監査の確保の状況（厳正な会計監査の確保を図るためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る監査関連制度の整備・運用状況により評価を行う。）</p>

重点施策	実施内容	参考指標
監査法人制度等のあり方の見直し	監査法人制度等のあり方について、総合的な検討を行い、所要の措置を講ずる。	・金融審議会での検討状況
監査基準等の整備	企業会計審議会において、四半期報告制度の導入及び監査基準等を巡る国際的な動向等への対応を図るため、監査基準等の整備を行う。	・監査基準等の整備状況
公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。	・公認会計士等に対する処分状況（処分件数）
日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する適切な検査等	<p>公認会計士法の規定に基づき、自主規制機関である日本公認会計士協会が実施する監査の品質管理レビューの審査を行うとともに、必要に応じて監査の品質管理の観点から、監査法人等に対する検査を実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ監督官庁である金融庁に処分等の勧告を行う。</p> <p>なお、審査及び検査の実施に当たっては、監査法人における審査体制や業務管理体制に係る適切性、監査業務の執行の適切性等に主眼を置いて行う。</p> <p>また、平成18年度末までに、新試験制度に対応した公認会計士試験システムの追加機能開発を行う。</p>	<p>・公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）</p> <p>・品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数）</p> <p>・公認会計士試験システムの整備状況</p>

基本目標Ⅱ－２ 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること

重点目標Ⅱ－２－(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること

政策Ⅱ－２－(1)－① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

【担当課名】 監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること 達成年次：毎年度	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 根拠：各業法の目的規定、各監督指針等	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況 ・各種金融サービスに対する苦情・相談の内容・件数

重点施策	実施内容	参考指標
金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う。	・監督指針等の整備状況 ・行政処分の実施状況
貸金業者に対する的確な監督	登録要件が厳格化された貸金業規制法等の一部を改正する法律（いわゆるヤミ金融対策法）等に基づき、登録審査を的確に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 暴力団関係者や財産的基礎を有しない者の登録拒否事由の審査 登録（更新）申請の際、必要に応じ、登録（更新）申請者や重要な使用人を招聘してのヒアリングや営業所の現地確認等 ヤミ金融業者の排除、貸金業者に対する適切な指導・監督等を実施するため、ヤミ金融等被害対策会議等（財務局・都道府県・捜査当局）を通じ、連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ヤミ金融業者の実態等に関する情報交換や意見交換 貸金業者の実態等に関する情報交換や意見交換 提供されたヤミ金融業者や悪質な貸金業者に関する情報の適切な処理 	・貸金業者の登録状況（新規登録件数） ・行政処分の実施状況

基本目標Ⅱ－３ 市場が公正であること

重点目標Ⅱ－３－(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること

政策Ⅱ－３－(1)－① 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための事後監視

【担当課名】証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
事後監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること 達成年次：毎年度	証券取引等監視委員会は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持するため、検査・調査等を実施することを使命としている。 根拠：証券取引法第194条の6第2項及び第3項、第210条等	検査・調査等の実施状況 (取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。)

重点施策	実施内容	参考指標
犯則事件に対する厳正な調査の実施	証券取引等の公正を害する悪質な行為に対して厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは告発を行う。 また、証券犯罪の徹底摘発に向けて、犯則調査体制の充実・強化を図る。	・犯則事件の告発状況 (犯則事件の告発件数)
不公正取引に対する的確な課徴金調査の実施	インサイダー取引等の不公正取引に対して的確な課徴金調査を実施し、調査の結果、法令違反行為が認められた場合には課徴金納付命令を発出するよう勧告を行う。 また、不公正取引の抑止を図り、規制の実効性を確保するため、課徴金調査体制の充実・強化を図る。	・課徴金調査の実施状況 (勧告件数、課徴金納付命令件数)
ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査の実施	有価証券報告書等の開示書類の適正性についての的確な検査等を実施し、検査等の結果、虚偽記載等が認められた場合には、訂正報告書等の提出命令又は課徴金納付命令を発出するよう勧告等を行う。 また、ディスクロージャー制度の信頼性を確保し、今後の金融商品取引法施行に的確に対応するため、開示検査体制の充実・強化を図る。	・開示検査の実施状況 (検査実施件数、検査結果に基づく勧告及び自発的訂正件数、課徴金納付命令件数)

証券会社等に対する的確かつ効率的な検査の実施	<p>証券市場の動向等に関する各種情報・資料を総合的に勘案し、検査方針・検査計画を策定する。</p> <p>これを踏まえ、証券会社等の法令遵守状況を検証するとともに、業務の状況等を的確に把握し、検査の結果、重大な法令違反が認められた場合には、行政処分を行うよう勧告を行う。</p> <p>また、証券市場の様々な動きや今後の金融商品取引法施行を踏まえ、的確かつ効率的な検査の実施に向けた検査体制の充実・強化等を図る。</p>	証券検査の実施状況（検査実施件数、勧告件数等）
証券市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施	<p>証券市場の様々な動きについて幅広く情報の収集・分析を行い、法令違反の疑いのある取引に対して迅速な審査を実施する。</p> <p>また、情報の収集・分析及び取引審査体制の充実・強化を図る。</p>	情報収集・分析及び取引審査実施状況（情報受付件数、取引審査実施件数）

政策Ⅱ－３－(1)－② 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化

【担当課名】 **総務企画局市場課**、監督局証券課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること 達成年次：毎年度	<p>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。</p> <p>根拠：証券取引法第1条、証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理等</p>	<p>取引の公正の確保の状況</p> <p>・証券取引に関する苦情・相談の内容・件数</p>

重点施策	実施内容	参考指標
証券取引所の機能強化に向けた取組み	市場取引の公正・円滑を確保するため、取引所規則の設定や、適切な市場運営に向けた取組みを促す。	取引所規則等の検討・実施状況
証券会社の市場仲介機能等の発揮に向けた検討等	「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理を踏まえ、証券会社の業務の信頼性向上に向けた取組みについて、証券業協会に規則等の整備を要請するなど自主規制機関との連携強化を図るとともに、必要に応じて、相場操縦やインサイダー取引等に係る取組みの検討に参加する。	証券業協会等における各種取組みの検討状況

法定任務Ⅲ 円滑な金融等

基本目標Ⅲ－１ 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること

重点目標Ⅲ－１－(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること

政策Ⅲ－１－(1)－① 個人投資家の参加拡大

【担当課名】総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局証券課、証券取引等監視委員会

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること 達成年次：毎年度	良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。	・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合

重点施策	実施内容	参考指標
安心して投資できる環境の整備	幅広い金融商品・サービスに関する横断的法制である金融商品取引法（平成18年6月成立）の施行に向けて、関係政令・府令等の整備を行い、制度の円滑な施行に向けて取り組む。	・関連する政令・府令等の整備状況 ・金融・資本市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移）
金融資産の有効活用に資する金融税制改革の推進	株式や株式投信の税制について広報を通じ周知を図るとともに、「貯蓄から投資へ」の流れに即し、金融資産の有効活用に資する金融税制の実現のため、税当局に対して要望を行う。	・税制改正及び広報の状況 ・金融・資本市場への個人投資家の参加状況（同上）

重点目標Ⅲ－１－(2) 金融インフラ等が整備されていること

政策Ⅲ－１－(2)－① 金融・資本市場等の機能拡充

【担当課名】総務企画局市場課、総務企画局企業開示課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
金融・資本市場等の機能が拡充すること 基準年次：毎年度	利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築する。	金融・資本市場等の機能拡充の状況（金融・資本市場等の機能を拡充させるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る実施状況により評価するものである。）

重点施策	実施内容	参考指標
金融・資本市場の機能拡充	幅広い金融商品・サービスに関する横断的法制である金融商品取引法（平成18年6月成立）の施行に向けて、関係政令・府令等の整備を行い、制度の円滑な施行に向けて取り組む。 金融審議会第一部会報告（平成17年12月22日）を踏まえ、私募市場の活性化を図るべく、適格機関投資家のあり方やその範囲等について政令・府令の整備を行う。	・関連する政令・府令等の整備状況 ・制度の検討・実施状況
証券取引所システムの信頼性の向上等	金融・資本市場の信頼性を向上させるため、証券取引所が行う証券取引所のシステムの信頼性向上・高度化等の取組みに対して、必要な監督等を行う。	・システム等の整備・進捗状況
振替制度に係る制度整備及びその着実な実施	「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」に係る政令・命令の改正に向けて関係省庁や実務界との協議を続けていく。	・各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況（関係政令・府令の整備に向けた関係省庁及び実務界との協議等） ・各振替制度の稼働状況

政策Ⅲ－１－(2)－② ITの戦略的活用

【担当課名】総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
金融インフラ等が IT 化等に対応したものとなること 基準年次：16年度 達成年次：18年度	利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。 根拠：金融改革プログラム（平成16年12月）	金融インフラ等の IT 化等への対応状況 ・電子債権法（仮称）の制定に向けた検討状況 ・利用者満足度調査の結果

重点施策	実施内容	参考指標
電子債権法（仮称）の制定に向けた検討	金融審議会（第二部会及び情報技術革新と金融制度に関するWG合同会合）において、電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討の一環として、e-Japan・IT戦略本部の決定等に基づき、電子債権法（仮称）の制定に向けた検討を進める。	・金融審議会（第二部会及び情報技術革新と金融制度に関するWG合同会合）での検討状況等
IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施	金融機関のシステム構築に関する金融機関間の情報交換の場を提供し、ITの戦略的活用の浸透を図るべく、「ITキャラバン」を実施する。	・ITキャラバンの参加者（主として金融機関関係者）に対して実施予定のアンケート調査 ・平成18年度末に実施予定の利用者満足度調査の結果

重点目標Ⅲ－１－(3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること

政策Ⅲ－１－(3)－① 金融インフラ等の国際化への対応

【担当課名】総務企画局総務課国際室

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
アジア金融資本市場において我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点として機能すること 達成年次：毎年度	アジアにおいて我が国金融機関および市場がそのプレゼンスに応じた一定の役割を果たしていくことは、アジアにおける金融サービスの選択肢の増加・利便性の向上ならびに、域内分業の深化等を金融面でサポートすることにつながり、アジア経済全体の安定的な成長に寄与するものと考えられる。 根拠：金融改革プログラム（16年12月）	・主要行のアジア向け与信残高（BIS統計）

重点施策	実施内容	参考指標
アジア金融資本市場及びわが国市場の発展に向けた取組み	日本銀行、財務省等の関係者との共同研究を行い、必要に応じて有識者からのヒアリングを行って、わが国及び世界の金融市場の状況と課題を把握し、論点を整理していく。また、論点整理の結果を踏まえて、必要な対応を検討していく。	・発展に向けた取組み状況

重点目標Ⅲ－１－(4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること

政策Ⅲ－１－(4)－① 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化

【担当課名】監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、総務企画局政策課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
地域密着型金融の機能強化が図られること 達成年次：毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その機能強化が図られる必要がある。 根拠：地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）等	地域密着型金融の機能強化の状況 ・事業再生の取組み状況 ・地域金融機関の経営力の強化の取組み状況 ・利用者の利便性向上の取組み状況

<p>中小企業金融の円滑化が図られること</p> <p>達成年次：毎年度</p>	<p>担保・保証に過度に依存しない融資の促進等により、中小企業への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化することにより、中小企業の再生・活性化が図られる必要がある。</p> <p>根拠：金融改革プログラム等</p>	<p>中小企業金融の円滑化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業金融モニタリング」取りまとめ結果 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況 ・中小企業に対する貸出の状況（（中小企業に対する）貸出態度判断D.I.等） ・担保・保証に過度に依存しない融資の推進状況
--	---	--

重点施策	実施内容	参考指標
<p>「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」に基づく地域密着型金融の一層の推進</p>	<p>「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」に基づき、中小・地域金融機関の地域密着型金融の一層の推進を図る。</p> <p>そのため、各金融機関が策定・公表する地域密着型金融推進計画の進捗状況を半期毎にフォローアップするとともに、以下の主な取組み等を取りまとめ・公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業再生・中小企業金融の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生に向けた積極的取組み ・取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化等 ・人材の育成 等 2. 経営力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理態勢の充実 ・収益管理態勢の整備と収益力の向上 等 3. 地域の利用者の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献等に関する情報開示 ・地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立 等 	<p>・「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」に基づく地域密着型金融推進計画のフォローアップの状況及び主な取組み等の公表状況</p>
<p>担保・保証に過度に依存しない融資等の推進</p>	<p>担保・保証に過度に依存しない融資手法の多様化及び個人保証に関する説明態勢の徹底等について、再チャレンジ推進会議における中間とりまとめをも踏まえ、金融機関に要請する。</p>	<p>・金融機関等への要請状況</p>
<p>「中小企業金融モニタリング」の活用等</p>	<p>地域における中小企業金融の実情等の把握に努めるため、財務局の行う中小企業金融モニタリング等で得られた情報を十分に活用するとともに、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化等について、金融機関に要請する。</p>	<p>・「中小企業金融モニタリング」取りまとめ状況</p> <p>・金融機関等への要請状況</p>

重点目標Ⅲ－１－(5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したものであること

政策Ⅲ－１－(5)－① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応

【担当課名】 総務企画局企画課、総務企画局企画課信用機構企画室、総務企画局企画課信用制度参事官室、
 監督局総務課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること 達成年次：毎年度	郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。	「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況（「官から民へ」の改革に適切に対応していくためには、以下の重点施策を実施していくことが必要であり、施策に係る対応状況等により評価を行う。）

重点施策	実施内容	参考指標
郵政民営化・政策金融改革の基本方針等を踏まえた適切な対応	郵政民営化が、円滑に実施されるよう、民営化までに必要とされる措置について、関係省庁と連携を図りつつ、適切に対応する。 また、政策金融改革の基本方針等を踏まえ、適切に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化関連政省令の整備状況 ・郵政民営化に係る実施計画の認可に関する対応状況 ・政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応状況

基本目標Ⅲ－２ 金融機関の企業活動が活発に行われていること

重点目標Ⅲ－２－(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること

政策Ⅲ－２－(1)－① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計

【担当課名】 総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局銀行第1課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること 達成年次：毎年度	利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。	多様で良質な金融商品・サービスの提供状況 ・ 関連する制度の企画・立案等の状況 ・ 金融商品・サービスの提供状況（銀行代理業等の許可状況、証券仲介業の登録状況、信託業の免許・登録状況等）

重点施策	実施内容	参考指標
金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	銀行代理業制度等の整備を受け、その円滑な施行に努める。 また、銀行等による保険販売規制の見直しについては適切なモニタリングを行う。	・ 銀行代理業等の許可状況 ・ 証券仲介業の登録状況 ・ 信託業の免許・登録状況
信託法改正に対応した制度整備	信託法改正法案に対応した信託業法改正法案を含む信託法整備法案については、国会において継続審議とされており、その成立を図り、制度の円滑な施行に向けて取り組む。	・ 信託法改正に対応した制度整備の状況

政策Ⅲ－２－(1)－② 金融行政の透明性・予測可能性の向上

【担当課名】総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、検査局総務課、監督局総務課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
金融行政の透明性・予測可能性が向上すること 達成年次：毎年度	「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。 根拠：金融改革プログラム（16年12月）等	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況 (金融行政の透明性・予測可能性についての測定指標については現在適当なものが存在しないことから、金融機関等へのアンケート調査結果など、測定指標について今後検討する。)

重点施策	実施内容	参考指標
金融行政に関する広報の充実	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ホームページについて、利用者利便の最大化という基本理念に立った改善策を講じると共にPRを積極的に行う。</p> <p>金融行政アドバイザーより、金融行政に関する意見等を報告頂き、金融行政へフィードバックする。</p> <p>財務局における金融広報充実に向けた具体的方策の検討とりまとめを踏まえ、具体策を実施すべく財務局との連携を一層強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ホームページへのアクセスの状況（件数） ・金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録状況（件数） ・金融庁ホームページの改善の状況（コンテンツの充実と改修実績等） ・金融行政アドバイザーからの意見等の公表状況 ・財務局との連携状況 ・パブリックコメントの実施状況（遵守状況、件数）
行政処分公表	<p>金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分事例集の公表状況
ノーアクションレター、一般的な法令解釈に係る書面照会への適切な対応	<p>民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、ノーアクションレター、一般的な法令解釈に係る書面照会に対する迅速・的確な対応に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・回答状況（回答実績）

基本目標Ⅲ－３ 金融機関等が犯罪に利用されないこと

重点目標Ⅲ－３－(1) 金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと

政策Ⅲ－３－(1)－① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化

【担当課名】 総務企画局総務課特定金融情報室、総務企画局企画課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
<p>組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること</p> <p>達成年次：毎年度</p>	<p>「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の規定により、マネー・ローンダリング等に関すると思われる取引について、金融機関等による届け出が義務付けられている「疑わしい取引の届出」制度により、金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。</p> <p>根拠：組織的犯罪処罰法第54条等</p>	<p>・年間届出件数及び提供件数</p>

重点施策	実施内容	参考指標
<p>外国F I U及び国際機関との連携強化等</p>	<p>国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化を図るため、外国F I Uとの情報交換取極の締結交渉を継続し進めるとともに、F A T F、A P G等の国際会議等への積極的な参加を通じ、外国F I U及び国際機関との連携を強化する。</p> <p>また、F A T F（金融活動作業部会）のアジア・太平洋地域N C C T（マネー・ローンダリング非協力国・地域）レビューグループにおいて、現在、対象国は1カ国であり、当該国に対し、マネー・ローンダリング対策等の是正への支援等を行う。</p>	<p>・外国F I Uとの協議及び国際会議等への参画状況（情報交換取極件数）</p> <p>・N C C T対象国リストに掲載されている1ヶ国の改善状況（解除を含む）</p>
<p>F A T F 勧告の遵守</p>	<p>F A T Fが定めるマネー・ローンダリング、テロ資金対策の基本的な枠組みである勧告の改定等を受け、関係業界・省庁等と協力し、可能な限り勧告を遵守する。</p> <p>また、来年度、特定金融情報室の機能（F I U）が警察庁に移管される予定となっていることから、移管が円滑に進むように、しっかりと協力していく。</p>	<p>・勧告対応状況</p>

政策Ⅲ－３－(1)－② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

【担当課名】 監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局総務課協同組織金融室

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
金融機関の預金口座を不正に利用されないこと 達成年次：毎年度	利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。 根拠：主要行等向けの総合的な監督指針等	金融機関の預金口座の不正利用防止の状況 ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況（全銀協公表）

重点施策	実施内容	参考指標
不正口座利用に関する金融機関等への情報提供等	預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう慫慂する。	・金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況 ・意見交換等の状況

業務支援基盤整備に係る政策

分野 1 人的資源

課題 1 - (1) 専門性の高い人材の育成・強化

政策 1 - (1) - ① 人材の育成・強化のための諸施策の実施

【担当課名】 総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
行政ニーズに応じた人材の確保 基準年次：17年度 達成年次：18年度	「金融改革プログラム」で示されている、利用者利便を向上させるための制度設計、利用者保護ルールの整備・徹底、ITの戦略的な活用、金融行政の国際化といった課題を着実に実施していくためには、金融行政の担い手である金融庁職員について、金融の複雑化・高度化に対応した専門性を確立していく必要がある。 根拠：金融庁人材強化プログラム（平成17年9月2日）	研修の実施状況等 （対前年度比で測定）

重点施策	実施内容	参考指標
専門性向上のための研修の実施	平成18年度において、市場の公正性の確保及び投資家保護の観点から、複雑・高度化する証券取引に対応すべく、高度な専門知識を有する職員を育成していくために、市場行政・監視を担う職員を対象とした研修について、経験年数に応じて必要とする知識の付与を行う重層的な研修体系に再構築を行う。また、昨年9月に公表された「金融庁人材強化プログラム」に基づき、金融の複雑化・高度化に対応した専門性の確立を図るため、金融実務に関する専門的な研修について受講機会の拡大を図るなど、拡充を図ったところであり、この定着を図っていく。	・研修実施件数及び受講者数
有為な人材の採用	金融の複雑化・高度化に的確に対応していくため、法律や会計分野における高度の専門的な知識経験を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家を積極的に採用していく。	・民間専門家の在籍者数

分野 2 情報

課題 2 - (1) 行政事務の効率化のための情報化

政策 2 - (1) - ① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

【担当課名】総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること 達成年次：各最適化計画に掲げた年度	「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。	・業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果
情報システム調達最適化を図る 達成年次：毎年度	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。	・情報システム調達会議の実施状況

重点施策	実施内容	参考指標
業務・システムの最適化の実施	<p>情報化統括責任者（CIO）補佐官の指導の下、以下の主要な業務システムに係る最適化計画の実施に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画 ・有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画 ・金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画 	・業務・システム最適化の実施状況
情報システム調達の最適化	<p>情報システム調達については、長官をヘッドとする「情報システム調達会議」で随意契約理由、契約金額等の妥当性の審議を行う。</p>	・情報システム調達会議の実施状況

課題 2 - (2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析

政策 2 - (2) - ① 専門性の高い調査研究の実施

【担当課名】 総務企画局企画課研究開発室

達成すべき目標	目標設定の考え方及びその根拠	測定指標
金融行政の専門性向上のための情報収集・分析を行い庁内へ提供すること 達成年次：毎年度	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。 根拠：金融庁人材強化プログラム（平成 17 年 9 月 2 日）	金融行政の専門性向上のための情報収集・分析等の状況（金融行政の専門性向上のための情報収集・分析を行い庁内へ提供するためには、以下の重点施策を実施していくことが必要であり、施策に係る調査研究等の実施状況により評価を行う。）

重点施策	実施内容	参考指標
金融環境の変化に応じた調査・研究の実施	金融に関する様々なテーマを取りあげて調査研究を行い、その成果を論文等の形でインターネット、印刷物等の手段により国内外に公表するとともに、研究会等を開催し、庁内の関係職員の業務に資するよう、フィードバックを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の公表状況（公表論文等の本数・分野） ・金融に関するテーマについての調査研究等の状況 ・庁内へのフィードバック状況（研究会、ワークショップ、勉強会の開催数）

【評価の判断基準】

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

1. 指標等に照らした目標の達成度

(1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

(2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果があがっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

【端的な結論の基本類型】

18事務年度で政策の主な施策が終了するもの	政策は達成された。	
	政策は達成されなかった。	
19事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
		政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
	19事務年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。